

預かり保育の請求方法について

！ご注意ください！ 請求には、『領収書』と『特定子ども・子育て支援提供証明書』が必要です。利用施設から渡されたら、請求まで大切に保管いただきますようお願いいたします。

1 請求が必要な方

無償化の新2・3号認定(施設等利用給付認定)を受けた児童の保護者

		認定	預かり保育
3～5歳児クラス		新2号	対象 (上限 11,300 円)
満3歳児クラス(3歳になった日から最初の3月31日までにある子ども)	市民税非課税世帯	新3号	対象 (上限 16,300 円)
	上記以外の世帯	新1号	対象外

2 提出締切

- ① 4月～6月利用分 … 7月10日頃
- ② 7月～9月利用分 … 10月10日頃
- ③ 10月～12月利用分 … 1月10日頃
- ④ 1月～3月利用分 … 4月10日頃

※上記以降の請求も可能ですが、原則として上記締切内にご請求ください。また、園から提出日の指定がある場合にはその指示に従ってください。

なお、請求可能な利用した日の翌月1日から起算して2年間です。

3 提出先

お通いの幼稚園

※卒園又は退園された場合や請求が間に合わなかった場合は、その都度、静岡市幼保支援課へ直接提出してください。

4 必要書類

(1) 施設等利用費請求書(原則として3か月分を1枚の請求書で請求)

※園から受け取るか、静岡市ホームページからダウンロードしてください。

静岡市 幼児教育・保育無償化

検索

(2) 通帳のコピー等(初回請求時のみ)

※銀行名・支店名・口座番号・口座名義(カタカナ)のわかる通帳のページのコピー(注)を提出してください。(通帳がない口座の場合キャッシュカードのコピー可)

※ゆうちょ銀行を利用している方は、記号・番号ではなく、通帳のお名前が記載されている見開きの下部にある【店名】3ケタの漢数字、【預金種目】、【口座番号】7ケタの数字を記載

(3) 『領収書』と『提供証明書』(請求月分)

※『特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼提供証明書』は、1枚で『領収書』と『提供証明書』を兼ねている書類です。